

避難所での生活ルール（例）

この避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、行政担当者、施設の管理者、避難者の代表等からなる避難所運営本部を組織します。
 - 本部会議は、毎日午前〇時と午後〇時に行うことにします。
 - 本部の運営組織として、総務、情報、・・・各担当班で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。「避難者受付カード」の記入をお願いします
 - 外泊の際には、外泊届を提出していただきます。
 - 退所する際には、必ず手続きをとってください。
 - 犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止します。
- 5 施設管理や避難者全員のために必要となる部屋には、避難できません。
 - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
- 6 食糧・物資の受け取りは、給食物資班の指示に従ってください。
 - 物資などの配布は、原則毎日〇時頃に、場所は〇〇で給食物資班が配布するので、指示に従い受け取ってください。
 - 食糧・物資は避難者の居住組ごとに配布します。
(配布は避難所以外の住宅被災者の方にも等しく行います。)
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、可能な限り対応しますので、申し出てください。
- 7 消灯は、夜〇時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とします。
 - 管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 8 放送は、夜〇時で終了します。
- 9 電話は、午前〇時から午後〇時まで、受信のみを行います。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - 災害用特設公衆電話は、緊急用とします。(携帯電話も所定場所以外での使用は禁止します。)
- 10 トイレの清掃は、朝〇時、午後〇時、午後〇時に、避難者が交代で行うことにします。
 - 清掃時間は、放送を行います。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。